

保

険



ひ

ろ

は

平成27年4月号

ボランティア行事用保険

ボランティア行事用保険は、地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われるさまざまな行事の・・・

- ◎主催者や参加者のケガ
- ◎主催者の賠償責任（主催者責任）を補償します。

【平成27年度改定のポイント】

- ①死亡保険金・後遺障害保険金（限度額）の補償金額を改定しました。
- ②Aプラン行事（宿泊を伴わない行事）に「A3」区分を新設し、3区分となりました。A3区分の行事例：サッカー（車椅子含む）、フットサル、カヌー教室、カヤック、硬式野球、スキー他。詳しくはパンフレット等でご確認ください。
- ③Bプラン行事（宿泊を伴う行事）の保険料を改定しました。

| | | 補償金額 | 保険料 | | |
|------------------|------|-----------|------|------|------|
| 死亡保険金 | | 400万円 | Aプラン | A-1 | 28円 |
| 後遺障害保険金 (限度額) | | 400万円(1級) | | A-2 | 126円 |
| 入院保険金日額 | | 3,500円 | | A-3 | 248円 |
| 手術保険金 | 入院手術 | 35,000円 | Bプラン | 1泊2日 | 239円 |
| | 外来手術 | 17,500円 | | 2泊3日 | 293円 |
| 通院保険金日額 | | 2,200円 | | 3泊4日 | 298円 |
| 賠償責任 (限度額) | 対人 | 2億円 | | 4泊5日 | 352円 |
| | 対物 | 1,000万円 | | 5泊6日 | 357円 |
| | | | | 6泊7日 | 362円 |

ボランティア行事用保険よくあるご質問 (Q&A)

Q1 ボランティア行事用保険の補償はいつから開始するのですか？



A1 加入手続き完了日の翌日午前0時以降の行事開催日から補償されます。加入手続きの完了とは、申込者が保険料を全社協指定口座に払い込み、「加入依頼書」（社協確認印押印済）を専用封筒で送付・提出した時となります。

Q2 予定していた行事が大雨のために順延となってしまいました。どのような手続きが必要でしょうか？



A2 行事日程が順延となった場合は、加入を受付けた社協を通じて、原則として行事開催予定日の前日までに変更手続きをしてください。予め順延日が決まっている場合は、加入の際、加入依頼書に順延日を記載しておいていただければ、改めて連絡する必要はありません。なお、順延が当日にしか判明しない場合は、翌営業日までに速やかに連絡してください。

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp/>
ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。